

研究論文

少年院における作業経験に関する作業公正/不公正の観点からの探索

永吉 美香, 土田 玲子

県立広島大学保健福祉学部作業療法学科

要旨：矯正施設には、作業的不公正が起りやすいとされている。日本の少年院における作業経験を作業的公正/不公正の観点から探索することを目的に、少年院への被収容経験のある情報提供者 8 名に対し、少年院での作業に関する半構造的インタビューを実施した。内容を質的に分析した結果、少年院には、作業的不公正状態を生み出す【特異な作業と環境】があるが、在院者は【適応戦略】を用いて適応しており、【経験から得られた成果】を得ていることが想定された。少年院における作業経験には、一定の作業的不公正状況が存在するが、その程度と内容には幅があることが示唆された。作業的不公正状況の改善には、パターナリズムからクライアント中心への転換と、作業の視点の導入が必要だと考えられた。

作業科学研究, 7, 7-18, 2013.

キーワード：少年院, 作業, 作業的公正

Research Article

An exploratory research about occupational experiences in Japanese reform schools focusing on occupational justice-injustice

Mika NAGAYOSHI, Reiko TSUCHIDA

Department of Occupational Therapy, Prefectural University of Hiroshima

Occupational injustice is common under incarceration. This study was made to examine occupational experiences in Japanese reform schools for juveniles focusing on occupational justice-injustice. We conducted semi-structured one-on-one interviews with 8 people who had experience of commitment to reform schools, and asked some questions concerning occupational experiences during commitment. Interview data were analyzed using qualitative methods. The results suggested the following: There were “Alien occupations and environment” which cause occupational injustice in reform schools. On the other hand, students were trying to adapt to such structures using “adaptation strategies”, and could get “results from experiences”. As a result, there was occupational injustice in reform school, but it has some range about level and contents. To improve these situations, shift from protectionism to a client-centered vision and the introduction of the idea of occupation may be effective.

Japanese Journal of Occupational Science, 7, 7-18, 2013.

Key words: reform school, occupation, occupational justice

はじめに

作業的公正は人が作業的存在であるという信念に根ざした概念であり、作業的公正がその成果として、個人の作業的権利の行使を実現させるのに対し、作業的不公正は、作業不均衡、作業周縁化、作業剥奪、作業隔離等の結果をもたらし、人の安寧や健康を阻害するとされている (Stadnyk 他, 2010)。Whiteford (1997) は、1990 年代

後半のニュージーランドの刑務所における作業について報告し、作業剥奪状況 (コントロールできない外的力のために、意味のある、必要な作業から長期間排除されている状態) (Whiteford, 2010) にあることを指摘した。作業的不公正のひとつである作業剥奪は、刑務所等、自由刑 (自由を奪う刑罰) を執行する刑事上の拘禁施設では避けがたい性質のものであり、暗黙の前提 (Eggers, 2006)

であり、副産物である (Molineux 他, 1999) ともされている。

未成年の非行や犯罪に関しては、子どもの施設収容処分は常に最後の手段であり、かつ、その期間は必要最小限度にとどめられなければならない、と少年司法運営に関する国連最低基準規則 (北京ルールズ) (1985) に定められている。また、未成年の場合には刑罰ではなく保護と教育がその中心理念となっており、子どもの権利条約 (1989) では、児童の最善の利益が主として考慮されると定められ、少年非行の防止に関する国際連合指針 (リヤドガイドライン) (1990) では、少年非行の防止における社会の中での活動の重要性や、単に統制の対象とするのではない子ども中心の方向性が必要であることについて明示されている。日本の少年院法でも、少年院は刑罰を与える施設ではなく、矯正教育を授ける施設であると定められ、少年院処遇規則では、日課を定め励行することが規定されている。少年院に関するフィールドワークやアンケート調査でも、実際に収容されている非行少年たちが、多様なプログラムによる教育を受けていることが示されており (佐藤他, 2009, 伊藤他, 2011, 岡邊, 2013), 一見すると少年院には、成人施設で報告されているような、深刻な作業的不公正状況は無いように思われる。しかし一方で、日本の少年司法制度自体が、国連子どもの権利委員会から、繰り返し是正勧告 (2004, 2010) を受けている現状にもあり、少年院在院者の立場から見た場合に、作業的に公正な状況下で、意味のある、必要な作業に従事できているかについては、明らかではない。

目的

筆頭著者は本研究に先立ち、修士論文として、少年院で提供された作業および環境が、少年個人にどのように経験されたかについて探索する研究を行なった (永吉, 2010)。その結果、少年院の作業と環境には偏りがあり、作業的不公正の状態にあることが示唆されたが、情報提供者が3名のみであることに加え、把握しようとする対象が広範であったため、漠然とした内容にとどまった。そこで、今回は、修士論文のデータに、新たな情報提供者のデータを加えると共に、作業的公正/不公正に関連する事象に対象を絞り、少年院における作業経験について、作業的公正/不公正の観点から探索することを目的として研究を行った。

方法

1. 情報提供者

情報提供候補者の募集は、少年院出院者の当事者団体

表1 インタビューガイド

- 1 少年院で経験したことの中で、よかったことや、その後の自分に、良い影響を与えたこと、役に立ったと思うことは何ですか。
- 2 少年院で経験したことの中で、よくなかったこと、その後の自分にとって害があったと思うことや、意味がなかったと感じていることは何ですか。
- 3 少年院の毎日には、様々な作業 (日課、役割、学習、行事などのすること) があったと思いますが、その中で、印象に残っているものは何ですか。
- 4 印象に残っている「作業」は自分にとってどんな意味がありましたか。
- 5 少年院の毎日は、規則正しく、言われたとおりに動くことが求められることが多いと思いますが、そのような暮らしをどのように感じていましたか。また、その後生活にどのような影響を与えましたか。
- 6 少年院の教官や、他の少年に対して、当時どのような思いがありましたか。

と、出院者に多くの人脈をもつ教育関係者を通じて、過去20年以内に少年院に在院した経験を持つ人に対し、研究協力の呼びかけを依頼し、応募者の中から、研究への同意が得られた人を対象とした。また、情報提供者から紹介をうけた人の中から、同意の得られた人も対象とした。

2. 筆頭研究者の背景

筆頭研究者には、少年院教官と同じ種別の専門職である、法務教官として、少年鑑別所での2年間の職歴がある。この間、職務上少年院を訪れる機会や、少年院教官とともに長期研修を受けた経験を有している。また本研究に先立つ2年間、月1回半日程度、A少年院に外部講師として参与観察を行い、同時に他の複数の少年院への見学訪問を実施した。作業の知識に関しては、大学院の作業科学の講座に約3年間、定期的に参加し知識の習得を行なった。

3. 調査方法

インタビューは、2009年～2011年に実施した。インタビューに先立ち、研究目的と方法について口頭と書面で説明を行い、同意書への署名により研究協力の承諾を得た。インタビューは、筆頭研究者が行い、少年院内での作業や環境について、インタビューガイド (表1) を用いて実施した。ガイドに沿って質問を行い、文脈にしたがって話を展開した。少年院で実際に経験された作業を

広く収集するため、少年院の処遇内容として法的に規定されている内容、関連文献、筆頭研究者の経験等を踏まえて、少年院で経験されることが多いと想定される作業について尋ねることからはじめ、作業経験を想起できるように、多角的に質問を投げかけ、話を展開することに努めた。また作業が具体的に語られたときには、その作業の本人にとっての意味について特に焦点を当て、情報収集を行った。インタビュー時間は30分から60分程度で、内容は筆記と録音によって記録し、後に録音された内容をすべて文字化し、逐語録を作成した。なお、本研究は県立広島大学における倫理委員会の承認を受けている。

4. 分析

少年院における在院者の作業経験には、多様なバリエーションが想定されるため、内容とプロセスを包括的に捉える目的から、戈木クレイグヒル滋子の著書（実践グラウンデッド・セオリー・アプローチ 現象をとらえる。新陽社、2008）のグランデッド・セオリーアプローチの手続きを参考に分析を行った。まず逐語録を切片化した後、作業的公正/不公正に関連すると判断したデータのみを抽出した。作業的公正/不公正に関連するデータは、作業的公正/不公正の状態を表しているものと、その原因・背景・結果等、作業的不公正に関連が深いと思われるものとした。切片化したデータそれぞれにラベルをつけ、内容の類似性によってラベルをまとめ、カテゴリーを作成し、カテゴリー間の関係を検討した。

筆頭研究者の持つバイアスの影響を小さくするため、分析手順の初期段階から、複数の分析者で分析を行った。まず3名の情報提供者のデータについて、大学院の作業科学の講座内の演習の一環として、参加した大学院生5名と指導教員1名が、各自ラベル付けとカテゴリー化を行い、それらを照合し協議の上、カテゴリーを生成した。その後、筆頭研究者が、残り5名の情報提供者のデータに関し、ラベル付けと再カテゴリー化を繰り返した。最終的に、講座のメンバーで、カテゴリーの妥当性の検討と、カテゴリー間の関係についての協議を行い、カテゴリーと関係図を生成した。

5. メンバーチェック

分析後、メンバーチェックを郵送にて依頼した。各情報提供者の話した内容と、全員のデータを分析した全体の結果について、それぞれのまとめを提示した。前者については、修正点について自由記載をするように求め、全体の分析結果については、とても納得できる、大体納得できる、あまり納得できない、全く納得できない、

のいずれかに印をつけるよう求めた。

結果

同意を得ることができた情報提供者は、8名であった。インタビュー協力当時、26歳～34歳（平均28.9歳）で、男性7名、女性1名であった。入院回数は2回1名、1回7名、少年院を卒院してからの経過年数は9年～18年（平均12.2年）で、在院時の年齢は15歳～18歳（平均16.7歳）であった。在籍少年院は6箇所、在院期間は3ヶ月～1年半であった。在院時の罪状は共同危険行為、傷害、窃盗等であった。

メンバーチェックの結果、8名中3名から回答が得られ、自身の話した内容に関しては全員が修正の必要はないとし、全体の分析結果については、2名がとても納得できる、1名が大体納得できると回答した。

インタビューデータを分析した結果、3つのテーマと、8つのカテゴリーが抽出された。以下に各テーマ、カテゴリーの内容と、内容をよく表す語りの例を示す。なお、情報提供者の語りは「」内の斜体字で、インタビュアーの質問を<>、内容をわかりやすくするための筆頭筆者からの補足を（）で示した。

テーマⅠ【特異な作業と環境】

抽出された1つ目のテーマは、【特異な作業と環境】であり、『偏った作業』『制約の多い環境』『不快感情』『トラブル』の4つのカテゴリーが含まれた。

『偏った作業』カテゴリーは、少年院の中では、在院者が行う作業が用意されているが、偏りがあることを示すカテゴリーである。内容として、作業の選択の機会が乏しく、作業に意味を見出せていないことを示唆する語りも見られる一方で、ある程度の選択ができたという語りもあった。また、作業のバリエーションの少なさや、繰り返しの作業の経験も述べられていた。

「(少年院での作業種目は) 洋裁科と手芸科に分かれて。<どちらの科に入るかは自分で選べる?>いや、決められた。で、私洋裁科だったんですね。<洋裁をやっているときは、どんな気持ちでしたか?>特に・・・使う人のこと考えてやるとかもない。淡々と、まっすぐ縫わなくちゃとかさういう。<どっちかというやらされている感じ?>そうですね。」E氏

「情報処理(情報処理科に入りたい)、理由はなんですか?みたいなの(希望調査)があるんですけど・・・中略・・・<希望の調査があったということ?>はい、そうです。(溶接科など、別の科を選ぶこともできた?) 勿論勿論、選べました。」G氏

「自由がない、まあ、全くないわけじゃないんですけど、決められた生活をさせられてるみたいな感じで、やっぱり外でこうやって生活していたら、まあ、中にいるよりは楽しいなみたいな、そういう感情にはなりませんね。」D氏

「<少年院で経験したことで意味がないなと思ったことは？>軍隊的な感じじゃないですか。気をつけ！前に倅え！とか。ああいうの（集団行動訓練）がどうなのかなって。軍隊みたいなことやってることが、外で活かされてるかっていうと僕はよくわからないんですけど。まあ、使うことないし。」「薬物だとか、暴走、暴力団とか抜ける抜ける、というの（指導の授業）はあるんですけど、全部、机上の論理みたいな感じに思えるんですよ。本当に実践で使えないことばっかりで。」F氏

「同じ寮生が資格取ったりとかがありましたけど、あとは基本的に農業です。（どうせ行くなら）〇〇（別の少年院の名前）が良かったですね。農業とかないみたいでもんね、あそこ。（〇〇少年院では、中でやることは）勉強で。中学生からやるらしいんで、それ（勉強）はその時にやっときたかったなって。」「<少年院でやっていて意味がないなと感じたことは？>農業。農業は仕事に繋がらないし。」「ずっと（引率の先生が）監視してて、自分たちがトラックで行くんですけど、トラックに肥料をつんで。<量が多いのですか？>そうですね、いっぱいになるまで。朝行って、終わるのが夕方なんで。」C氏

少年院では、収容のステージや、成績によって、作業へのアクセスに差が設けられていた。また少年が問題行動等をとった場合、反省のために単独寮で数日間課される、内省・調査についての語りもあった。

「出院準備期間で成績がよかったら、炊事に選ばれるんですよ。選ばれて、その休日のときに炊事でたら、（休日にみるはずの）ビデオとか見れないんですよ。だから、そんなときに出てたら、代休っていつて、えっとまあ、懲罰房的な寮にテレビが置いてあって、2人ぐらいで入って、（平日に）ビデオが見れるみたいな（待遇があった）。」D氏

「調査とかありますけど、一週間とかかかったりしますが。（調査は）基本正座が多かったですね。正座して壁に向き合っているのが一番多かったですね、（調査のときは）もう壁ですからね、目の前は、壁、見て、」A氏

『制約の多い環境』カテゴリーは、少年院内の環境に、在院者の作業権の行使を阻む、多くの制約があったこと

を示すカテゴリーである。内容として、教官は評価者であり、教官からの評価によって、従事する作業が左右され、作業を奪うことを脅しに用いる教官もいたとの語りもみられた。一方、教官が自身の将来について共に考え、そのために中のできる作業を支援してくれたと述べた語りもあった。

「別に悪いことしてないのに、先生の思い込みで怒られて、あっちもひけなくなって、で、オレがちょっと反抗したら、すぐ内省いれるぞとか、そういう。ホントになにもやってないんですよ。ただそっちの見方ひとつでそう、相手の色に全部。やっぱり先生なんで、そっちの色に染まってしまうんですよ。全部。」G氏

「先生が決めるんで、最後の炊事（の係りを）。・・・中略・・・担任っておるんですよ、やっぱり。で、担任の（先生が）結構、権力（を持っている人で）、その寮のナンバー2ぐらいの人で、前育てた子に似とるわ、お前は、とかって言われて、それでまあ結構、それまでは、（ほかの先生には）すごいブーブー言われよったんですけど、（最終的には優遇されて炊事係になれた。）」D氏

「先生から、個別の面接とかで、出たらどんなことしたいの？って聞かれたりして、どんな仕事かしたいって言ったら、やっぱ真剣に考えてくれる先生だったら、真剣に考えて、資格の本もってきてくれたりして、この資格取りたかったら、この本読んで勉強しなさい、受験資格はこうなるからとか教えてくれたりはしました。」F氏

他の在院者との人間関係では、関わりの少なさや表面的な関わりを示す内容がある一方で、緊張関係を示す内容も見られた。

「約1年のつきあいなんで、皆それは、頭にいれて接してるんで、本音から付き合いはしないですよ。ねくやり過ぎず？>そうですね。」B氏

「絶対なめられたらいけん、みたいなとか、強がったりとか。・・・中略・・・弱いっていう所ばれちゃいけない、っていうことばかり気にしてましたね。」F氏

少年の作業遂行に影響を及ぼす可能性のある、物品の支給や行動に関する細かな規則や全体責任のルールが存在、施設環境の不備も語りから示された。

「ボールペンでも決まってるんですよ。（支給が）何日に一回とか。優遇されてる人間っていうのもいて、それが原因でけんかになったりとか。ボールペンの芯一個でけんかになったりとか。」C氏

「(基本的に会話は禁止されているので、他の少年と会話をする場合には) 何々君に、言います!みたいなことは、言わにやいけんかったですけど。(行動にも許可があるので)、トイレ行くのにも、トイレ入ります!みたいな報告で言わにやいけんかったですけど」

D氏

「体力がない子もいるのに全体責任で体育をやって、いじめとかの原因にもなっていました。」C氏

「冬が寒くて夏が暑くて。体壊す子が多かったんですよ。洋服に関しても限られてますんで。設備がぜんぜん整ってないですよ。」C氏

『不快感情』カテゴリーは、少年院生活を送る中で起こった不快な感情についてのカテゴリーであり、苛立ち、拒絶感などが語られた。

「そろばんって考えたらいけないって言われて。・・・中略・・・意味がわからなくて。それがどうしてもできなくていらいらしちゃって。」E氏

「10代のそういう時期に、塀の中、そういう鉄格子みないなのがあるところにいられるってこと自体が、あんまりよくないなって、感じますね。」「<少年院の中での気持ちは?>一秒でも早くでたい。」F氏

『トラブル』カテゴリーは、実際に起こったトラブルに関するカテゴリーである。情報提供者の語りの中には、いじめや喧嘩、脱走、自殺などに関する情報が含まれていた。

「ストレスとかいじめが激しかったんで。・・・中略・・・逃げる人間(脱走者)も居ましたね。」「けんかが多かったですよ。」C氏

「あ、でも僕らのとき、自殺がありましたね。」D氏

テーマII【適応戦略】

2つ目のテーマは【適応戦略】である。【特異な作業と環境】への適応に関するテーマであり、『作業と経験の発見』『やり過ぎしの適応』の2つのカテゴリーが抽出された。

『作業と経験の発見』カテゴリーは、少年院に適応していく過程で、自分にとって価値のある作業や経験を見つけ出していることを示すカテゴリーである。新しく出会った作業、挑戦から達成が得られる作業、過去や家族とのつながりを確認する経験、教官から指導を受けた経験等についての語りがあった。

「(よかったことは)本を読めることですね。一番は。・・・中略・・・知らなかったことをたくさん知るといふか、中に入る前は狭い暴走族の中だけの世界しかしらなかったんですけど、やっぱり中に入ったら新

聞とか読んだり、ニュースも見せられるから見るし、全然知らなかったことを、外国の子どもたちが一日何ドル以下で生活しているとか、一日何百人も死んでるとか、そんなの聞いたことで、世の中広いなと思ったし」F氏

「勉強は(外では)だめだったです。でも、中ではよかったです。なんか没頭できる時間があって。やったらやっただすごく面白くて。」G氏

「料理が好きなのも、初めて包丁もったのは少年院だったし」E氏

「運動は、やっぱり良かったかもしれないですね。体力的にも・・・中略・・・負けな自分だけのぎりぎりの限界にどこまで挑戦するかということの学校だったと思うんですよ(少年院は)。限界にチャレンジ、みたいなのが。(よかった)」A氏

「(ワープロ3級を取得して、)それが履歴書に書ける資格なんだって知って、自分なんにもない、中卒でなんにもないのにそこだけ書ける、と思ったら、あ、すごいこと取れたんだなと思って。」E氏

「(印象に残っていることは)内観(人にしてもらったこと等を内省的に振り返る技法)ですかね。・・・中略・・・やっぱり考える時間もあつたんで、そこはすごい大きかったと自分では思ってます。」F氏

「一番には贖罪(被害者の視点に立った教育)の授業ですね。たぶんこの贖罪がなかったら変われなかっただろうなって。」H氏

「(母に対して反省の念をもったのはなぜ?)一ヶ月に一回、(母が)必ず面接に来てくれる。定期的な手紙をくれる。」G氏

「(運動での全体責任について、教官から)ひとりのためにじゃあ、みんなが何をしてやれるかというのを常に考えろと言われてましたけど。(それが良かった)」A氏

「いろんなことを(教官が)教えてくれたっていうのは、ありますね。人に対しての返事の仕方とか。態度のことはすごく言われますんでね。」

「楽しみっていうか、ラジオ体操が良かったです。僕的には。事細かに教えてもらったんで。」B氏

『やり過ぎしの適応』カテゴリーは、作業や環境が受け入れがたくても、なんとかその場をやり過ごしていることを示しており、慣れる、耐える、うまく立ち回るなどのやり過ぎし方が見られた。

「中の日々の暮らし自体は、慣れればそうでもない、とはおもいます。」B氏

「でもまあ、一般的に悪いことをしてしまったんで。

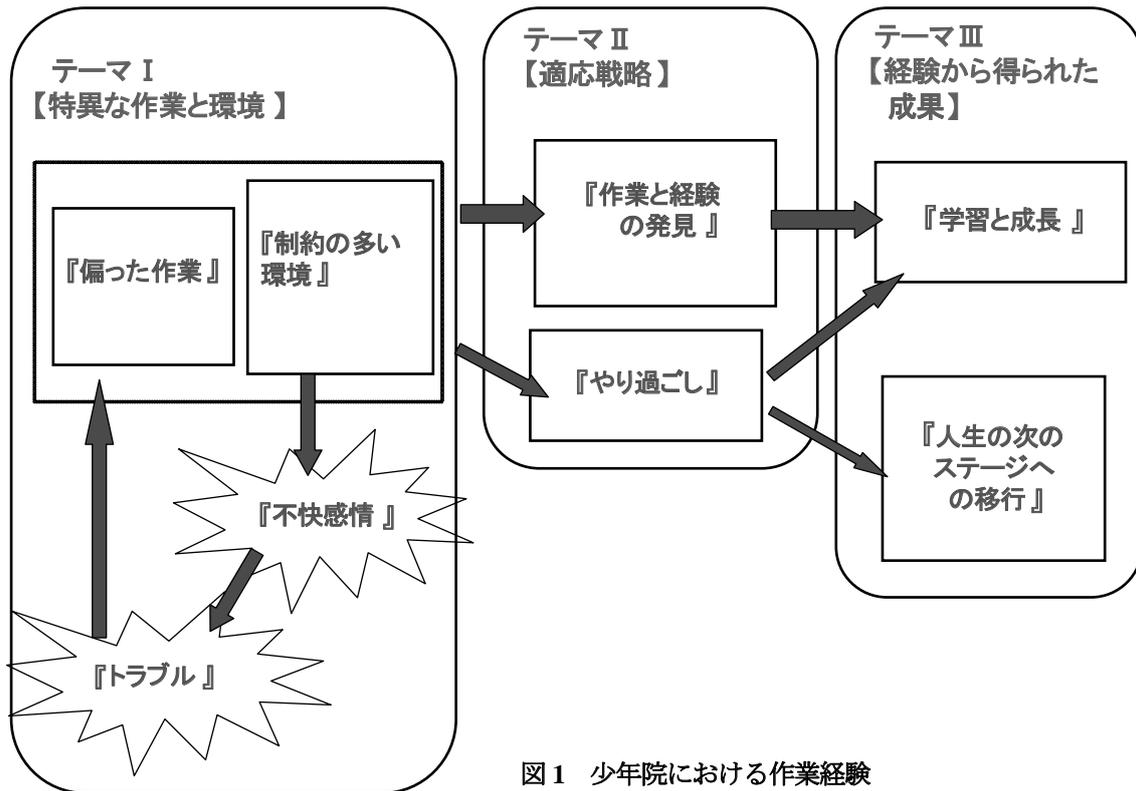


図1 少年院における作業経験

やっぱり、しょうがないって、そのときはしょうがないっていうしか。その生活しかないんで。」G氏
 「(教官に) ごますりをするんですけど、ほんとに本音からはおつきあいしてなかったんですよ」C氏
 「被害者の方を考慮って言われて反省文とかも書いたんですけど、何のために書いているかという、先生にいいように思われたくて書いてるだけなんですよ。ほんとに。それだけであって。正直早く出たいから・・・」F氏

テーマⅢ【経験から得られた成果】

3つ目のテーマは、【経験から得られた成果】である。このテーマに関連して、『学習と成長』『人生の次のステージへの移行』の2つのカテゴリーが抽出された。

『学習と成長』カテゴリーは、少年院での経験を通じて起こった前向きな変化についてのカテゴリーである。考え方や価値観、耐性の変化と、それに伴う行動上の変化や、対人技能、書字やパソコン技能等、具体的なスキルの向上も語られていた。

「父、母、弟とか、全部うっとうしいぐらいの感じでしか思ってなかったんです。ありがたいというのはほとんどなかったんですけど、一回目少年院出てからは、やっぱり母に対してもそんな絶対暴言みたいとか

そんなのは吐かなくなったし、」F氏

「とにかく、何でも話せるようになったのは事実かと思えますね。僕の場合は特短(特修短期課程)だったんで、ほかの何十人もいる子と(毎日のプログラムが)別だったんですよ・・・中略・・・特に先生とマンツーマンで話すことが多かった(ので、話せるようになった)」A氏

「社会で、暴走族とか以外の方の上下の関係?ちゃんとした、わかまえる態度とか、礼儀礼節を、学ぶ機会とか(社会の中では)無かったんで、そういうことではプラスではあったと思うんです。」F氏

「(やってよかったことは) まあ、字を書いたりとかですかね。字を書いたりとかは、ま、(字が)きれいになったとかありますよね。」D氏

「そこ(情報処理科)でパソコンのスキルをかなり(習得しました)。今、役立ってますねー。」G氏

「多分(少年院に)入ってなかったら、もしかしたら、新聞とかニュースとか何にも見る習慣とかつかなかったら、まだまだ、価値観も変わっていかなかったかも知れない。」F氏

「(できるようになったことは、)我慢できるようになったかもしれないですね。もう一つは、対人関係ですね。」C氏

『人生の次のステージへの移行』カテゴリーは、少年院での経験を自分の人生から切り離して考える傾向に関するカテゴリーである。少年院を通過点と捉えている内容が示されていた。

「結局のところ、少年院で習ったこととか言うのはあんまり僕には関係ないんです。意味って言うのは、制裁っていうか。そんなみたいなもんなんですよ。」B氏

「<通過点みたいな感じですかね？>そうですね。少年院に関しては、もちろん、母に対しての反省はすごくあったんですけど、それ以外は、なにも、特に。」G氏

考察

1. 少年院の作業経験に関わるテーマと相互作用

今回、グラウンデッドセオリーアプローチの手続きを参考に分析を行ったが、少年院における作業経験に関する理論構築までには到らず、テーマとカテゴリーの抽出にとどまった。図1は、少年院における作業経験に関して抽出されたテーマ・カテゴリーと、想定される相互作用を図式化したものである。以下、抽出されたテーマ・カテゴリーと想定された相互作用について概要を示す。

少年院での生活は【特異な作業と環境】によって特徴づけられている。在院者は、【適応戦略】を用いてその場に適応し、何らかの【経験から得られた成果】を得ている。【特異な作業と環境】は、『偏った作業』と『制約の多い環境』を主な構成要素とし、これらが、『不快感情』や『トラブル』の成因となっている。『不快感情』や『トラブル』は更に『偏った作業』『制約の多い環境』を強める可能性もある。

在院者が、このような【特異な作業と環境】で生活していくための【適応戦略】には、限られた作業や経験の中から自分に意味のあることを見つけだす『作業と経験の発見』と、表面上適応して切り抜ける『やり過ごし』とがあり、【経験から得られた成果』として、『作業と経験の発見』を経て『学習と成長』を得ることがある一方、『やり過ごし』を経て『人生の次のステージへの移行』をする場合もある。また、『やり過ごし』から一定の『学習と成長』をする場合も考えられる。

【特異な作業と環境】の中でも、『作業と経験の発見』を出来た場合には、『学習と成長』が得られやすいと考えられる。F氏の少年院での経験は、このパターンに該当するケースと思われる。

F氏は、「全部、机上の論理みたいな感じに思えるんですよ。本当に実践で使えないことばっかで。」と少年院の

中での作業の意味に疑問を感じ、「一秒でも早くでたい。」と思っていたが、読書という新しい作業に出会い（「本を読めることですね。一番は。」）、振り返る作業を経験し、「やっぱり考える時間もあったんで、そこはすごい大きかったと自分では思ってます。」個人作業に向けての、教官からの後押しを得て（「先生から、個別の面接とかで、出たらどんなことしたいの？って聞かれたりして・・・中略・・・真剣に考えて、資格の本もってきてくれたりして」）、価値観の変化を達成した。（多分（少年院に）入ってなかったら、・・・中略・・・まだまだ、価値観も変わっていかなかったかも知れない。）

【特異な作業と環境】の中での生活を『やり過ごし』し、『人生の次のステージへの移行』をすることは比較的一般的であると考えられるが、『やり過ごし』という適応方法自体を通じて、『学習と成長』を得ている場合もみられた。C氏の少年院経験は、これに近い状態と考えられる。

C氏は、作業の偏りや規則の厳しさを不満に思い、「あとは根本的に農業です・・・中略・・・それ（勉強）はその時にやっきたかったなって。」「ボールペンでも決まってるんですよ。（支給が）何日に一回とか。」、周囲には常にトラブルを経験していた、「（ストレスとかいじめが激しかったんで・・・中略・・・逃げる人間（脱走者）も居ましたね。」）その状況を、やり過ごし（「教官にごますりをするんですけど、ほんとに本音からはおつきあいしてなかったんですよ）」で過ごすうちに、我慢や対人関係の能力が向上したことを実感している（「（できるようになったことは、）がまんできるようになったかもしれないですね。もう一つは、対人関係ですね。」）。

以上のように、少年院における作業体験から、テーマとカテゴリーが抽出されいくつかの想定できる相互作用が示された。そこで、これらのテーマ・カテゴリー及び相互作用について、作業的公正/不公正という観点から考察を加える。

2. 作業的公正/不公正の観点からみた少年院における作業経験

(1) 【特異な作業と環境】と作業的不公正

【特異な作業と環境】のテーマには、『偏った作業』、『制約の多い環境』、『不快感情』、『トラブル』の4カテゴリーが含まれている。

『偏った作業』カテゴリーの語りからは、在院者自身の作業選択機会とバリエーションの乏しさという特徴が、作業の意味を感じることへの阻害因子として働いていることが伺えた。また作業へのアクセス度が、収容のステ

ージや、成績によって差別化されていることも示唆された。作業の選択機会とバリエーションの制限、作業へのアクセスの制限は、個人の作業的権利の行使を阻害するものであり、作業的不公正を引き起こす要因と考えられる。

作業の選択機会とバリエーションについては、今回の結果からは、少年院においては、基本的に決められた生活であり、どの作業をどのような時間配分で行うか等について、各個人のもつ選択権は非常に限られているが、職業補導の内容等については、選択の余地がある場合もあることが示唆された。

少年院処遇規則第 14 条に「院長は、日課を定め、これを励行しなければならない」と定められ、「日課は少年の心身と生活に安定したリズムを生み出し、生活のリズムは集団生活に求められる規律の柱であると同時に、更生に向けた確かな歩調の基礎である」と林 (2006) が述べているように、少年院では、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動の 5 領域 (犯罪白書, 2012) のいずれかに該当する何らかの作業が規則正しく実施されている。しかし実際に、作業にどれ程のバリエーションがあり、在院者がどの作業にどの程度の間従事しているか、また作業に個人の選択がどの程度反映されていて、作業に意味を感じているか否かについては、明らかではない。佐藤ら (2009) は、少年院での中心的な教育内容である生活指導領域の実践について調査し、SST などの心理技法を含む多様な指導法が徐々に使われ始めてはいるものの、実際の生活指導の内容としては、面接、講話・講義、作文指導が 15 年前と変わらず未だに主流であると報告しており、旧来の限られた範囲の作業が繰り返し行われている可能性も考えられる。また、少年院処遇規則 13 条は、在院者及び保護者の意向を参酌して個別の処遇計画を立てることを定めているが、橘ら (1996) の調査では、個人別教育目標の設定に在院者を関与させている施設は、当時全国にあった 53 少年院中、4 箇所のみであったとも報告されており、少年院における作業の実態については、更なる調査と探索が必要であると考えられる。

また、作業へのアクセス度の収容のステージや成績による差別化についても示唆されたが、これは法を根拠として規定されているシステムでもあり、実際に差別化されている可能性が高い。少年院法第 6 条には「在院者の処遇には段階を設けること、最も高い級の少年には、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができるとされている。」と規定され、少年院処遇規則には、もっとも高い級

(一級) の少年に対する、特別の居室、日用品その他特別の器具の使用、外出及び帰省、服装、自治委員会活動においての特権も記されている。さらに、少年院法第 8 条には、内省・調査と呼ばれる、より強い作業剥奪状況に関しても、実施できることが定められている。こういった段階的な処遇のシステムは、「出院へのプロセスを認識し、自己改善の意欲の喚起・持続につながる (川邊, 2004)」とされており、教育目標のための強化子として、意図的、積極的に活用されているものである。

以上のように、『偏った作業』は作業的不公正の原因となる要素を多く含んでおり、法に規定された少年院運営システムと、「少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。(少年院法第 4 条)」に代表されるような、パターンリスティックな教育観 (澤登, 2001) を背景としていることが推察された。

『制約の多い環境』のカテゴリーの内容には、少年院環境に、詳細なルールによる枠付け、全体主義的文化、他の在院者との良好でない関係、教官との固定的な上下関係、といった特徴があることが示唆されていた。他の在院者との交流も含めた、生活全般に関する詳細なルール作りによる制約は、小林 (2008) が「構造化された「場」は少年を収容するという目的を達成するためだけではなく、枠組みを与えられることで・・・安定した生活を送ることができる」と述べているように、少年院で教育を行う立場からは、在院者の心身の安定と集団生活の安定のために必要な要素と捉えられている。しかし、『制約の多い環境』カテゴリーに含まれた各カテゴリーを作業的公正／不公正の観点から見れば、各在院者のスムーズな作業遂行、作業権行使の阻害要素となっている場合も多いと考えられた。さらに、『制約の多い環境』カテゴリーに見られた内容からは、全体として流動性が低い環境の中で、教官が相対的に大きな影響力をもつ環境要因になっている可能性も推察された。教官・少年双方への質問紙による調査で、担任との面談が処遇の中でも最重要と認識されている (岡邊, 2013) ことからわかるように、教官は在院者の少年院経験において大きな環境要因であり、作業的公正においても、推進要因にも阻害要因にもなりうるかと推察された。

『不快感情』カテゴリーでは、具体的な作業についての苛立ちや、生活全般に対する拒絶感が述べられている。少年院生活で「つらい」場面を在院者に選択回答させた調査 (伊藤他, 2011) でも、「他の少年との共同生活」「毎日の規則正しい生活」「内省」「課題作文」「体育」「行動

訓練」等の回答率が高く、今回の『偏った作業』と『制約の多い環境』双方から、『不快感情』が生まれているという仮定を裏付けていると思われる。また『不快感情』から『トラブル』が発生した場合、管理を強化するために、『偏った作業』『制約の多い環境』の偏りと制約の度合いを強めることが予想される。したがって、作業的不公正状態が、加速度的に進行していく危険性もあると考える。

これらのように、【特異な作業と環境】は、少年院教育のシステムと教育理念を反映しており、作業的不公正の構成要素と結果の様々な要素を内包していることが示唆された。

(2) 【適応戦略】と作業の意味

【適応戦略】に関する語りから、在院者が、【特異な作業と環境】という作業的不公正状態に対して適応を試みることが示唆された。『作業と経験の発見』カテゴリーに含まれる内容は、少年院における作業経験に何らかの意味を見つけ出すことに成功した例であり、在院者にとっての作業的不公正はこの発見により軽減されたと考える。また、『作業と経験の発見』の内容に含まれているような適応が生じることが、少年司法システムが【特異な作業と環境】を作ることで意図している教育効果であるとも考えられる。一方『作業と経験の発見』がない場合の適応方法としては、慣れる、耐える、うまく立ち回るなどの『やり過ごし』があることが示唆された。

『作業と経験の発見』カテゴリーの語りの内容を検討してみると、新しく出会った作業や経験、過去や重要な他者に関しての省察、教官の関与という要素が、在院者が価値を発見することに関与していることが推察された。1つ目の、新しく出会った作業や経験については、読書や勉強、書字、料理など、同年代では比較的なじみのある作業が“初めての作業”と表現されることが見られた。アメリカ作業療法士協会(2008)は、若者の暴力に関し、「健康で、安全で、生産的で、社会的に受け入れられる活動の作業的選択の乏しさを解消する機会を提供することによって、肯定的な変化が起こりうる。」との声明を出している。社会の中で生活している非行・犯罪少年が、どのような作業を行っているかについては、今回明らかになっていないが、同年代にとって一般的である作業への従事機会が、何らかの理由で乏しかった過去があり、少年院が作業を補完する機能を果たしている可能性も考えられ、今後の調査が必要であると考えた。限界に挑戦するなどの、厳しい状況を乗り越えた達成感に関する内容も、未経験の作業との出会いの一種であると考えられ

るが、少年院に収容される少年は、全般に自己肯定感が低いと報告されており(松浦他, 2005)、あえて難しい挑戦をすることが達成感を得、自己価値の修正につながる可能性を示唆したものだといえる。しかし、少年側に作業の選択の余地がない構造の下では、過剰な負荷をかけるなどエスカレートする危険性についても考慮する必要があると考える。2つ目の、過去や重要な他者に関して省察する作業や経験は、内観や贖罪教育、家族との面会や手紙のやりとりなどの中で見られている。先述の在院者が重要と思う処遇を問う調査(岡邊, 2013)でも、家族との面会は、教官との面接や体育と並び、高い選択率となっている。Stadnykら(2010)は、作業中断(入院など、一時的な作業からの阻害)を経験すると、作業への態度や優先順位が変わると述べているが、少年院生活も、終わりの見通しのある程度ある中で、生活の場や周囲の人、作業と物理的に遠ざけられている状態であるため、作業中断と同様な効果が起こり、これまでの作業や環境を俯瞰して冷静に考える機会が生まれ、肯定的な気づきが生じた可能性がある。これは、『偏った作業』『制約の多い環境』から生じる作業的不公正状態が在院者に与える影響が、必ずしもネガティブなものだけとは限らないことを示唆している。3つ目の教官の関与については、教官が作業や経験に意味を付与し、個人的文脈を補い、個々の作業がうまく行くように支援するといった重要な役割を担った場合には、同じような作業や経験であっても、その価値を発見される場合があることが示唆された。この点からも、教官の存在が、在院者の経験する作業的不公正の程度を左右する大きな要素であることが推察される。

『やり過ごし』の適応に関しては、作業に意味を見出せていない状態であるため、作業的不公正状態は変化していない。しかし今回の結果からは、『やり過ごす』経験を通じて、自己対処の方法を習得でき、結果として『学習と成長』を得られる場合があることが示唆された。一方で、今回の研究では明らかになっていないが、作業的不公正の一形態である作業剥奪の結果として、自分自身でいる感覚が薄れてしまう状態(Whiteford, 2010)に陥る場合や、『やり過ごし』の適応にも失敗する場合もありうると考えられる。これらの場合には、『トラブル』に見られるような行動化や拘禁反応、出院後の社会適応への影響等が生じる危険性もあると考える。

(3) 少年院における作業的公正/不公正

Stadnykら(2010)は、作業的公正/不公正は、作業権の達成、不健全さの起こる可能性、不公正の結果によって

議論することができるとしている。

まず、作業権の達成に関して、Townsendら(2004)は作業権を、(1) 意味のある実り多い作業を経験する権利、(2) 健康や社会へのインクルージョンのために、作業へ参加することを通じて発達する権利、(3) 作業選択を通して、個人や住民としての自律性を発揮する権利、(4) 多様な作業に参加する公平な権利から利益を得る権利の4つに定義している。今回抽出されたカテゴリー中の『偏った作業』『制約の多い環境』カテゴリーから、少年院における作業経験では、(3) 作業選択と、(4) 多様な作業への参加が制限されていることが示唆された。一方、(1) 意味のある作業や、(2) 作業をすることによる発達に関しては、『作業や経験の発見』『学習と成長』カテゴリーの内容から、個人差の大きい経験であることが伺えた。

次に不健全さの起こる可能性に関しては、『不快感情』『トラブル』カテゴリーで、ストレスの強さとトラブルの生起が示されており、不健全さの起こる可能性は高いと考えられた。

不公正の結果に関しては、『偏った作業』の内容から、作業疎外(自分の生活をコントロールできず、意味のなさや目的のなさを経験すること(Townsend 他, 2004)と、作業不均衡(生産活動、セルフケア、レジャー等の作業バリエーションに対する時間配分が不適切(Stadnyk 他, 2010)への該当可能性が考えられた。一方で、矯正施設の暗黙の前提とされる作業剥奪に関しては、作業剥奪の定義(コントロールできない外的力のために、意味のある、必要な作業から長期間排除されていること(Whiteford, 2010)に照らして考えると、『偏った作業』の内容が「意味のある必要な作業からの排除」に、強制力によって社会内での生活を奪われているという事実と『制約の多い環境』の内容に見られた規制の強さが、「コントロールできない外的力」に該当すると思われたが、「長期間の排除」に該当するか否かについては更なる検討が必要である。今回の調査でも、特に特修短期処遇など数か月で出院できる見通しがあった情報提供者は、『学習と成長』を得たと語る傾向が強く、作業剥奪ではなく、作業中断の概念(一時的で、ある程度自分でコントロールできる(Stadnyk 他, 2010)で理解するほうが適切である可能性がある。時間の感覚の喪失といった作業剥奪の弊害(Whiteford, 2010)も今回の調査の中では認められなかった。よって、作業剥奪に関して分析するには更なる調査が必要と思われる。

これらから、日本の少年院における作業経験には、一定の作業的不公正状況が存在するが、作業的不公正の程度と内容には幅があると考えられた。

3. 作業的不公正状態の改善にむけて

今回示唆された、日本の少年院における作業的不公正状況の背景的特徴として、作業の偏りや環境の制約の強さが、矯正教育の理念に基づきシステムに組み込まれている点と、教官が在院者の作業権に重大な影響を及ぼしうる点があげられると考える。在院者にとっての作業的不公正の程度は、システムが少年院側の狙い通りに機能して、在院者が新しい作業や経験を発見したり、省察により過去や他者とつながったり、教官が効果的に関わったりすることにより、軽減される可能性もある一方、硬直的なシステムと教官の意図が相まって、極端に強い作業的不公正状態に加速度的に陥る危険もあると考えられた。

作業的不公正の一例である作業剥奪は、特に共同体への再統合への大きな障壁となり、能力や自己効力感、市民としてのアイデンティティの減少をもたらすとされている(Polatajko, 2007)。今回示されたような、作業的不公正の体験が、作業的機能や健康にどのように影響を及ぼしているかについては、今回の研究では明らかになっていないが、「出院初日の夜は、まったく眠れなかった。頭は混乱し、何をしたらいいのかも分からなかった。」(才門, 2011)など、出院後の不安、無力感は当事者の経験談にしばしば見られており、最小限にとどめる努力が必要だと考えられる。

作業的公正が作業権の行使によって示されるとの考えに基づくと、少年院における作業的不公正を最小化する方策としては、個別性の重視が挙げられる。これまでにも、処遇に少年を適合させるのではなく、少年に処遇を適合させることの必要性などは指摘されているが(川邊, 2004)、作業的不公正状態を改善するには、もう一步踏み込み、個人の文脈から意味のある作業を選択する機会を創設し、作業選択に関する作業権を保証する必要があると考える。また個別性重視の前提として、矯正教育全体の、パターンリスティックな理念とシステムについて見直し、クライアント中心の視点へシフトする必要があると考える。少年院内から出院後の地域生活まで継続的に、各少年の作業を可能化する働きかけを実践できれば、健康と安寧を促進でき、社会内で作業的不公正に陥ることを防ぎ、再犯の予防にもつながると思われる。

一方で、作業的不公正が深刻な結果をもたらすことや、作業的不公正の程度を容易に操作できる立場に教官があることについても、少年院内外での認識を深める必要があると考えられる。2000年の少年法改正以降、日本の少年司法はより懲罰的な傾向が強められており、罪を犯した子どもの権利及び司法上の保障が制限されているとし

て、国連子どもの権利委員会から、繰り返し是正勧告(2004, 2010)を受けている。理念やシステム全体の変更は容易ではないが、現行のシステムの利点や課題を分析し、作業的不公正が最小になるような、バランスの採れたシステムについて検討を重ねることや、少年院に作業の視点やクライアント中心の視点を紹介すること、少年院内外の非行少年に対して作業に焦点を当てた実践を重ねていくこと等で、変化を起こしていくことが可能ではないかと考える。

研究の限界と課題

今回、少年院における作業経験について、作業的公正/不公正の観点から探索することを目的とし、グラウンデッドセオリーアプローチの手続きを参考にして理論構築を試みたが、少年院における作業経験について、作業的公正/不公正の観点から、テーマとカテゴリーを抽出し、その相互作用を検討するにとどまった。本研究が理論構築に至らなかった主要な要因には、当初のインタビューが、作業的公正/不公正に応じて焦点化されたものではなかった事と、サンプリングの問題とが挙げられる。インタビューについては、今後の研究ではより作業的公正/不公正に的を絞った質問にし、より深く詳細にデータを得る必要がある。サンプリングに関しては、少年院では、入院する年齢や、適性に応じて処遇を受ける少年院やプログラムが異なり、問題群別指導など、罪状別に特別なプログラムが実施されることや、入院期間の違いによって作業的不公正の結果が異なる(作業的中断か、作業剥奪か)可能性等を踏まえながら、理論的サンプリングを行いたい。またその場合には分析過程自体もより多角的に詳細に行う必要があると考える。

さらに、今回は、少年院在院中の作業についてのみを対象とした為、各個人が少年院に入る前の作業や、出た後の作業については探索することができなかった。継時的な軸でのデータ収集も行い、関係性や影響について検討を加えることで、作業的公正/不公正についてより深く探索できる可能性がある。

また、作業的不公正に関する概念そのものが、議論上の段階にあり、考察に曖昧さが残った部分もあり、今後、作業的不公正に関する議論自体を深めていくことも必要であると考え。

文献

United Nations (2004). Concluding observations of the committee on the rights of the child: Japan. <[http://193.194.138.190/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/7cdfef22092](http://193.194.138.190/tbs/doc.nsf/(Symbol)/7cdfef22092)

98c9bc1256e5200509a0d?Opendocument>
参照日 2013.7.31.

United Nations (2010). Concluding observations of the committee on the rights of the child: Japan. <<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/CRC.C.JP.N.CO.3.doc>> 参照日 2013.7.31.

United Nations (1990). Convention on the Rights of the Child. <<http://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/crc.aspx>> 参照日 2013.7.31.

United Nations (1990). United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency (The Riyadh Guidelines) <<http://www.un.org/documents/ga/res/45/a45r112.htm>> 参照日 2013.7.31.

United Nations (1985). United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice ("The Beijing Rules") <<http://www.un.org/documents/ga/res/40/a40r033.htm>> 参照日 2013.7.31.

Eggers, M., Phillip, J., Sccuilli, J., Crist, A. H. (2006). The community reintegration project. *Occupational Therapy in Health Care*, 20(1), 17-37.

林和治 (2006). 少年院における実践教育課程の展開. 財団法人矯正協会. 矯正教育の方法と展開 現場からの実践理論. pp.34-73.

法務省 (2012). 平成 24 年版 犯罪白書. <http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_3_2_4_2.html> 参照日 2013.7.31.

伊藤茂樹, 五味靖 (2011). 少年院在院者の生活と意識—性別, 処遇区分, 入院回数に注目して—. *駒沢大学教育学研究論集*, 27, 63-96.

川邊謙 (2003). 下巻 少年の処遇. 犬塚石夫 (編). *矯正心理学—犯罪・非行からの回復を目指す心理学—*. 東京法令出版, pp.201-256.

小林寿一 (2008). 非行少年の処遇. 少年非行の行動科学—学際的アプローチと実践への応用. 北大路書房, pp.179-225.

松浦直己, 橋本俊顯他 (2005). 少年院における心理的特性の調査—LD, AD/HD 等の軽度発達障害の視点も含めて—. *LD 研究*, 14, 83-92.

Molineux, M. L., Whiteford, G. (1999). Prisons: From occupational deprivation to occupational enrichment. *Journal of Occupational Science*, 6(3), 124-130.

永吉美香, 土田玲子 (2010). 少年位の作業と環境—作業療法の観点から—. 平成 21 年度県立広島大学総合学

術研究科保健福祉学専攻修士学位論文要旨集 25.

岡邊健 (2013). 少年院における教育・処遇の多様性と共通性—質問紙調査に基づく検討. *山口大學文學會誌* 63, 1-19.

Polatajko, H. J. (2007). Occupational science: imperatives for occupational therapy. Townsend, E. A., Polatajko, H. J., *Enabling occupation II : advancing an occupational therapy vision for health, well-being, & justice through occupation*. pp.63-86.

才門辰史 (2011). 人生は何度でもやり直せる. 特定非営利法人セカンドチャンス! (編). *セカンドチャンス! —人生が変わった少年院出院者たち—*. 新科学出版社. pp.174-195.

佐藤良彦, 谷村昌明 (2009). 少年院における処遇技法に関する研究. *矯正協会附属中央研究所紀要*, 19, 133-178.

澤登俊雄 (2001). *少年法入門 第2版 有斐閣ブックス*.

Stadnyk, R. L., Townsend, E. A., Wilcock, A. A. (2010). Occupational justice. Christiansen, C. H. & Townsend, E. A. (Eds.), *Introduction to Occupation: The art and science of living 2nd ed.* Upper Saddle River, NJ, Pearson. pp. 303-328.

橘偉仁他 (1996). 少年院の各処遇課程等における生活指

導の在り方に関する研究 (その1), *中央研究所紀* 5, pp. 83~116.

The American Occupational Therapy Association (2008). AOTAS Societal Statement on Youth Violence. <[http://www.aota.org/~media/Corporate/Files/AboutAOT A/OfficialDocs/SocietalStmnts/AOTAS%20Societal%20Statement%20on%20Youth%20Violence.ashx](http://www.aota.org/~media/Corporate/Files/AboutAOT/A/OfficialDocs/SocietalStmnts/AOTAS%20Societal%20Statement%20on%20Youth%20Violence.ashx)> 参照日 2013.7.31.

Townsend, E. A., Wilcock, A. A. (2004). Occupational justice and client-centered practice: A dialogue in progress. *Canadian Journal of Occupational Therapy*, 71(2), 75-87.

Whiteford, G. (2010). Occupational deprivation: Understanding limited participation. Christiansen, C. H. & Townsend, E. A. (Eds.), *Introduction to Occupation: The art and science of living 2nd ed.* Upper Saddle River, NJ, Pearson. pp.303-328.

Whiteford, G. (1997). Occupational deprivation and incarceration. *Journal of Occupational Science*, 4(3), 126-130.

【原稿受理：2013年11月12日】